阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２６日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市規則第４０号

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則（令和６年阿賀野市規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「農地利用最適化交付金（以下「交付金」という。）」を「農地利用最適化推進事業補助金（以下「補助金」という。）」に改める。

第２条中「交付金（以下「委員等実績交付金」という。）」を「補助金（以下「委員等実績補助金」という。）」に改める。

第３条、第４条第１項及び第６条中「交付金」を「補助金」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の規定は、令和８年４月７日から適用する。